

# 一般競争入札説明書

沖縄県が発注するタンデム四重極質量分析装置修繕に係る一般競争入札公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項は、下記のとおりである。

- 1 公告日 令和7年2月26日
- 2 入札に付する事項
  - (1) 件名 タンデム四重極質量分析装置修繕
  - (2) 仕様 別紙 仕様書の通り
- 3 仕様書に関する質問は、書面（以下、「質問書」という。）より受け付ける。質問事項がなければ提出は不要。
  - (1) 提出期間 公告の日から令和7年3月3日 午前10時まで。（土曜、日曜、祝祭日を除く）
  - (2) 提出場所 〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎12番2 沖縄県工業技術センター 環境・資源班  
TEL：098-929-0111 FAX：098-929-0115  
E-mail：kousi@pref.okinawa.lg.jp
  - (3) 質問書の提出方法 文書（別に定める様式）により行うものとし、電子メールまたはFAXにより受け付ける。提出期間を過ぎたものは受け付けない。なお、提出された書類は返却しない。
  - (4) 回答方法 質問者にメールまたはFAXで回答するほか、回答日から令和7年3月10日までの間、沖縄県のホームページ内で公表する。ただし、質問が無い場合は公表しない。
- 4 入札に参加するものに必要な資格に関する事項及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
    - イ 会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
    - ウ 入札参加資格確認申請期限日から本業務の入札日までの間において、本県の指名停止措置を受けていない者。
    - エ 次の各号に該当しない者であること及び警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
      - (ア) 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
      - (イ) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
      - (ウ) 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。
    - オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段  
本ページ下部よりダウンロード
- 5 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所  
本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び関係資料（以下「資格確認資料」という。）を持参により提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。  
なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
  - (1) 期間 令和7年2月26日から令和7年3月3日 午前10時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は最終日を除き、それぞれの日の午前8時30分から午後5時までとする。
  - (2) 提出場所 〒904-2234 沖縄県うるま市字州崎12番2  
沖縄県工業技術センター 環境・資源班 TEL：098-929-0111

(3) 提出する書類（ア～エを持参）及び確認結果通知

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書
- イ 入札保証金説明書に記載されている関係書類のうち該当するもの
- ウ 確認結果通知 令和7年3月3日までに書面で通知する。

(4) 資格の有効期間 この公告に基づき資格を有してから契約締結日までとする。

(5) 資格審査申請事項の変更 入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- ア 商号又は名称
- イ 住所又は所在地
- ウ 氏名（法人の場合、代表者名）
- エ 使用印鑑
- オ 法人にあつては資本金
- カ 電話番号

(6) 資格の適用 この入札に参加する者の資格は、本業務にかかる入札に限り適用する。

6 入札参加資格確認申請書の提出等

本件入札公告に示すとおり

7 入札日時及び場所

- (1) 日時 令和7年3月4日 午後2時
- (2) 入札場所 沖縄県工業技術センター 2階会議室

8 入札保証金及び契約保証金

納付金額は、入札保証金及び契約保証金ともに、本件入札公告に示すとおりとする。

(1) 入札保証金の納付又は免除について（別紙「入札保証金説明書」も参照すること。）

納付方法又は免除申請については次のいずれかによるものとし、沖縄県工業技術センター環境・資源班と調整すること。

<納付方法>

ア 入札保証金納付書発行依頼書に必要事項を記入し、令和7年3月3日 午後4時までに沖縄県工業技術センター環境・資源班に提出すること。なお、発行依頼書に基づき納入通知書を発行するので、指定された金融機関にて納付した後、金融機関の領収印のある領収書の写しを入札書と同時に提出すること。

<免除申請>

以下のア、イのいずれかの方法による

- ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和7年3月3日 午後5時までに沖縄県工業技術センター環境・資源班に提出し確認を受けること。
- イ 地方自治法施行令第167条の5又は第167条の11に規定する資格を有するもので、過去2年間の間に本県又は国（公社及び公団を含む）又は本県以外の地方公共団体と同種及び同等規模の契約の履行実績証明書（2件以上）を令和7年3月3日 午後5時までに沖縄県工業技術センター環境・資源班に提出し確認を受けること。

(2) 入札保証金の還付方法等について

落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書を、沖縄県工業技術センター環境・資源班へ提出すること。提出から約2週間後に指定された口座に入札保証金を振り込む。

落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。

※落札した場合、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

9 契約の成立要件

この入札に係る契約については、落札後に契約を締結するものとする。

- 10 入札書に記載する金額 入札金額については、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札額とするもので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者がした入札
  - (2) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
  - (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (4) 2人以上の者から委託を受けた者がした入札
  - (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (7) 入札条件に違反した入札
  - (8) 連合その他不正の行為があった入札
  - (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 12 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合  
沖縄県財務規則第100条第2項第4号の規定に基づき入札保証金を免除した場合に、落札者が契約を結ばない場合は、落札者に対し入札金額（消費税込み）の100分の5の額を損害賠償請求するものとする。
- 13 入札に関する注意事項
  - (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
  - (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
  - (3) 代理人が行う委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印鑑では訂正できない。
  - (4) 入札参加の承認後に入札を希望しない場合は、必ず入札辞退届を郵送又は持参により提出すること
- 14 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。
  - (4) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約できるものとする。
- 15 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、7(1)の日時に7(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 最低制限価格 設定しない。
  - (3) 申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - (4) 提出された資格書及び資格確認資料は返却しない。
  - (5) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることもある。